

出張旅費規程

(旅費の支給)

第1条 本規程は本財団に勤務する職員および常勤役員に適用する。

- 2 就業規則第18条により出張の必要が生じた場合、その他これに準ずる場合は、別段の定めがない限りこの規程により旅費を支給する。ただし、他から交通費、宿泊料など旅費の一部又は全部の支給を受けた場合は、その範囲内の当該旅費は支給しない。
- 3 旅費、用務の状況その他により、この規程によりがたい場合は、あらかじめ協議の上、別段の取り扱いをすることができる。
- 4 出張予定表をあらかじめ提出し、日程などの承認を得なければならない。

(出張先の種別)

第2条 出張先の距離に応じ、次のとおり甲と乙の2種に区別して処理するものとする。

- (1) 片道150km 未満かつ2時間未満 甲
- (2) 片道150km 以上又は2時間以上 乙

(証拠書類の提出)

第3条 この規程による実費の支給は、本人の提出する証拠書類に基づいて決定する。ただし、交通費はこの限りではない。

(旅費の前渡し)

第4条 旅費は概算で前渡しすることができる。ただし、この場合は、帰着後1週間以内に精算しなければならない。

(宿泊出張)

第5条 宿泊出張を要する場合は、別表1に定める日当、宿泊料及び交通費を支給する。

- 2 前項の場合、宿泊料と交通費が一体となった包括旅行の利用なども検討し、旅費の経済的かつ適正な支出を図り、節約に努めるものとする。
- 3 本条に定める宿泊料には食事代を含まないものとする。

(甲地への日帰出張)

第6条 甲地への日帰出張する場合は、別表1に定める交通費を支給する。

(乙地への日帰出張)

第7条 乙地へ日帰出張する場合は、別表1に定める日当及び交通費を支給する。

(日当支給日数)

第8条 日当支給日数は、出発の日から帰着の日までとする。ただし、午後に出発及び午前の帰着の場合は、それぞれ半日とする。

(交通費、宿泊料の特例)

第9条 本財団の役員又は上席者への随行、その他特別の事由によりその交通費又は宿泊料の実費が、別表1の所定額を超過した場合は、特別にその実費を支給する。

(上級船車室の利用)

第10条 職員がJR又は汽船による次のような出張をする場合、事務局長が予め必要と判断したときは、普通車以外の特別料金を要する車両又は船室を利用することができる。

- (1) 片道600km以上の地へ出張する場合
(うち、新幹線を利用する場合は、普通車とする。)
- (2) 緊急の必要があり、普通乗車券の購入が不可能な場合
- (3) 本財団役員又は職員以外の者に随行し、その必要ある場合
- (4) その他特殊事情があり、特に必要と認められる場合

(特別料金を要する乗物の利用)

第11条 緊急を要する場合に、JR又は私鉄の急行列車(特急を含む。)に乗車したときは、その料金を支給する。又、必要上、航空機、寝台車等、特別料金を要する乗物を利用するときは、予め事務局長の承認を受けることを必要とする。

(乗車券等の払戻手数料の支給)

第12条 都合により出張が変更又は中止となった場合は、乗車券払戻手数料等所用費用を支給する。

(出張キロ数の算定)

第13条 第2条、第10条の出張旅程キロ数の算定は、本財団から起算して鉄道キロ数に依拠するものとし、2以上の平行路線がある場合は、最短距離をもって算定する。なお、鉄道を利用する移動ができない場合は、インターネット等のルート検索による移動距離でキロ数を算定する。

附則

この規程は、平成7年5月30日から施行する。

附則

この規程は、平成16年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成19年1月1日から施行する。

附則

この規程は、平成22年4月1日から施行する。

附則

この規程は、平成26年7月1日から施行する。

附則

この規程は、令和7年4月1日から施行する。

附則

この規程は、令和7年6月4日から施行する。

別表1 旅費支給区分及び金額

区分	鉄道賃	船賃	航空賃・車賃	日当	宿泊料
会長	グリーン	一等	ファースト・実費	2,400	18,000
理事長	グリーン	一等	ファースト・実費	2,400	18,000
常務理事 理事・監事	グリーン	一等	ファースト・実費	2,400	15,000
職員	普通	二等	エコノミー・実費	2,400	13,000

ただし、宿泊料は、上記の金額と実費のいずれか少ない方の金額とする。